第17回社会保障審議会 少子化対策特別部会

平成20年11月11日

資料4

## 情報公表・第三者評価等について

# 現行の情報公表・情報提供の仕組み① (認可保育所に関する情報)

- 現行制度においては、市町村に対し、認可保育所の運営状況等に関する情報提供義務が課せられている。
- また、保育所に対して、地域住民への当該保育所の保育に関する情報提供の努力義務が課せられている。
- ◎ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)(抄)

第二十四条 (略)

2~4 (略)

- 5 <u>市町村は</u>、第一項に規定する児童の保護者の保育所の選択及び保育所の適正な運営の確保に資するため、厚生労働省令の定めるところにより、その区域内における保育所の設置者、設備及び運営の状況その他の<u>厚生労働省令の定める事項に関し情報の提供を行わ</u>なければならない。
- 第四十八条の三 <u>保育所は</u>、当該保育所が主として利用される<u>地域の住民に対して</u>その行う<u>保育に関し情報の提供を行い</u>、並びにその 行う保育に支障がない限りにおいて、乳児、幼児等の保育に関する相談に応じ、及び助言を行うよう努めなければならない。 2 (略)
- ◎ 児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)(抄)
- 第二十五条 法第二十四条第五項に規定する厚生労働省令の定める事項は、次のとおりとする。
  - 一 保育所の名称、位置及び設置者に関する事項
  - 一の二 当該保育所が認定こども園(就学前保育等推進法第六条第二項に規定する認定こども園をいう。以下この条において同じ。) である場合にあつては、その旨
  - 二 保育所の施設及び設備の状況に関する事項
  - 三 次に掲げる保育所の運営の状況に関する事項
    - イ 保育所の入所定員、入所状況、職員の状況及び開所している時間
    - ロ 保育所の保育の方針
    - ハ 当該保育所が認定こども園である場合にあつては、就学前保育等推進法第四条第一項第三号及び第四号に掲げる子どもの数
    - 二 当該保育所が私立認定保育所である場合にあつては、第二十四条の二第二項の規定により都道府県知事に届け出た選考の方法
  - ホ その他保育所の行う事業に関する事項
  - 四 法第五十六条第三項の規定により<u>徴収する額</u>又は就学前保育等推進法第十三条第四項の規定による<u>保育料の額</u>に関する事項
  - 四の二 当該保育所が認定こども園である場合にあつては、法第三十九条第一項に規定する乳児又は幼児以外の子どもに関する 利用料の額
  - 五 保育所への入所手続に関する事項
  - 六 市町村の行う保育の実施の概況
- ② 法第二十四条第五項に規定する情報の提供は、地域住民が当該情報を自由に利用できるような方法で行うものとする。

◎ 保育所保育指針(平成20年厚生労働省告示第141号) (抄)

#### 第一章 総則

- 4 保育所の社会的責任
- (1) (略)
- (2) 保育所は、地域社会との交流や連携を図り、保護者や地域社会に、当該保育所が行う保育の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

#### 第六章 保護者に対する支援

- 2 保育所に入所している子どもの保護者に対する支援
  - (1) (略)
  - (2) 保護者に対し、保育所における子どもの様子や日々の保育の意図などを説明し、保護者との相互理解を図るよう努めること。

### 現行の情報公表・情報提供の仕組み②

#### (認可外保育施設に関する情報)

- 現行制度においては、認可外保育施設に対し、利用料、保育士等の配置数及び勤務体制、保険に関する事項 等について、都道府県に対する報告を義務付けている。
- 都道府県知事は、必要と認める事項を取りまとめ、市町村長に通知するとともに、公表するものとされている。
  - ◎ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)(抄)
  - 第五十九条の二の五 第五十九条の二第一項に規定する施設の設置者は、<u>毎年、厚生労働省令で定めるところにより、当該施設の運営の状況を</u> <u>都道府県知事に報告しなければならない。</u>
  - 2 <u>都道府県知事は</u>、毎年、前項の報告に係る施設の運営の状況その他第五十九条の二第一項に規定する施設に関し児童の福祉のため<u>必要と</u> 認める事項を取りまとめ、これを各施設の所在地の市町村長に通知するとともに、公表するものとする。
  - ◎ 児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)
  - 第四十九条の七 法第五十九条の二の五第一項の規定による報告は、次の各号に掲げる事項を都道府県知事の定める日までに提出することにより 行うものとする。
    - 一 施設の名称及び所在地
  - 二 設置者の氏名及び住所又は名称及び主たる事務所の所在地
  - 三 建物その他の設備の規模及び構造
  - 四 施設の管理者の氏名及び住所
  - 五 開所している時間
  - 六 提供するサービスの内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項
  - 七 報告年月日の前日において保育している乳幼児の人数
  - 八 入所定員
  - 九 報告年月日の前日において保育に従事している保育士その他の職員の配置数及び勤務の体制
  - 十 保育士その他の職員の配置数及び勤務の体制の予定
  - 十一 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額
  - 十二 提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容
  - 十三 その他施設の管理及び運営に関する事項

### 現行の情報公表・情報提供の仕組み③ (認定こども園)

- 現行制度においては、都道府県に対し、認定こども園を利用しようとする者に対し、施設の名称·所在地等を 周知する義務が課せられている。
- ◎ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)

(認定こども園に係る情報の提供等)

第六条 <u>都道府県知事は</u>、第三条第一項又は第二項の認定をしたときは、インターネットの利用、印刷物の配布その他適切な方法により、当該認定を受けた施設において提供される<u>サービスを利用しようとする者に対し、第四条第一項各号に掲げる事項及び教育保育概要</u>(当該施設において行われる教育及び保育並びに子育て支援事業の概要をいう。次条第一項において同じ。)<u>についてその周知を図るものとする</u>。第三条第三項の規定による公示を行う場合も、同様とする。

2 (略)

#### (認定の申請)

- 第四条 前条第一項又は第二項の認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、その申請に係る施設が同条第一項各号又は第二項 各号に掲げる要件に適合していることを証する書類を添付して、これを都道府県知事に提出しなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 施設の名称及び所在地
- 三 施設において保育する児童福祉法第三十九条第一項に規定する乳児又は幼児の数(満三歳未満の者の数及び満三歳以上の者の数に区分するものとする。)
- 四 施設において保育する児童福祉法第三十九条第一項に規定する乳児又は幼児以外の子どもの数(満三歳未満の者の数及び満三歳以上の者の数に 区分するものとする。)
- 五 その他文部科学省令・厚生労働省令で定める事項
- 2 (略)
- ◎ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則(平成十八年文部科学省·厚生労働省令第三号) (法第四条第一項第五号の文部科学省令·厚生労働省令で定める事項)
- 第四条 法第四条第一項第五号の文部科学省令・厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- 一 認定を受ける施設について幼稚園、保育所又は児童福祉法第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第三十九条第一項に規定する業務を目的と するものの別
- 二 認定こども園の名称
- 三 認定こども園の長(認定こども園の一体的な管理運営をつかさどる者をいう。)となるべき者の氏名
- 四 教育及び保育の目標並びに主な内容
- 五 第二条各号に掲げる事業のうち認定こども園が実施するもの

### 現行の情報公表・情報提供の仕組み④ (子育て支援事業)

- 現行制度においては、市町村に対し、子育て支援事業に関する必要な情報提供の義務が課せられている。
- ◎ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)(抄)
- 第二十一条の十一 <u>市町村は、子育て支援事業に関し必要な情報の提供を行う</u>とともに、保護者から求めがあつたときは、当該保護者 の希望、その児童の養育の状況、当該児童に必要な支援の内容その他の事情を勘案し、当該保護者が最も適切な子育て支援事業の利用ができるよう、相談に応じ、必要な助言を行うものとする。
- ② 市町村は、前項の助言を受けた保護者から求めがあつた場合には、必要に応じて、子育て支援事業の利用についてあつせん又は 調整を行うとともに、子育て支援事業を行う者に対し、当該保護者の利用の要請を行うものとする。
- ③ 市町村は、第一項の情報の提供、相談及び助言並びに前項のあつせん、調整及び要請の事務を当該市町村以外の者に委託することができる。
- ④ 子育て支援事業を行う者は、前二項の規定により行われるあつせん、調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。
- ◎ 保育所保育指針(平成20年厚生労働省告示第141号) (抄)

第六章 保護者に対する支援

- 3 地域における子育て支援
  - (1) 保育所は、児童福祉法第48条の3の規定に基づき、その行う保育に支障がない限りにおいて、地域の実情や当該保育所の体制等を踏まえ、次に掲げるような地域の保護者等に対する子育て支援を積極的に行うよう努めること。
    - ア 地域の子育ての拠点としての機能

(ア)~(ウ) (略)

(工) 地域の子育て支援に関する情報の提供